

「熊本県市町村合併史（三訂版）」の監修にあたって

昭和の合併の余燼が燦る昭和四四年三月に呱呱の声をあげた熊本県市町村合併史は、主として昭和二八年九月一日公布された町村合併促進法（三か年の時限法）並びに後継法として昭和三一年六月三〇日に公布された新市町村建設促進法により展開された昭和の合併の経緯を記録することを目的に編纂されました。

この合併史の最大の特徴は、単に熊本県市町村の合併の記録に留まらず、古代から中世、そして江戸時代を経て今日に至る郷土の自治組織の変遷、すなわち本県の地方自治の淵源を明らかにした点にあり、さらに我が国の地方行政体制整備の揺籃期の姿を映し出した歴史史料としても価値あるものと言えます。

この業績は、偏に、初版の編集に当たられた当時の熊本県立女子大学教授の圭室諦成先生を始め、郷土史家の森下功先生並びに鈴木喬先生等斯界の碩学、そして本県職員の嶋田雅彰氏や田辺寛三郎氏等の情熱、さらには編纂事務局を務めた当時の地方課職員の努力の結晶と言えます。

この労作は、初版にして既に千頁を超える大著となっておりますが、その中には、律令時代九州唯一の大国であった本県に古代、中世、近世、江戸時代を経て王政復古後の明治、大正、昭和と、それぞれの時代の変遷の過程で、村落が形成され、自治が芽生え、律令制や荘園制を経て、戦国の争乱の波に揉まれながら成長し、幕藩体制に至って藩の地方行政組織に組み込まれ、明治維新を迎えた後は、近代国家の基盤をなす基礎自治体として誕生するに至った市町村の歴史が克明にまとめられています。

特に、明治に至って、新政府は、明治二年の版籍奉還、そして明治四年の廃藩置県により幕藩体制の抜本的改革に着手し、全国の三府二八県二七四藩を三府三〇二県とし、爾来、幾多の変遷を経て、明治二年には、全国を画して三府四三県と定めました。

次に、近代化を急ぐ維新政府が、全国を掌握するために、まず着手しなければならなかったもののひとつが全国の戸数・人口・土地の調査であり、明治二年三月には、戸籍調査に関する布告が発せられ、翌三年五月には、石高・戸口の調査、明治四年には、戸籍法の公布、行政区画として新たに大小区を置き、明治五年四月には、幕藩体制下の庄屋や名主等旧役人制度を廃止して、正副戸長制に統一し、戸籍事務と行政事務を所掌させました。そして、明治六年七月二八日には太政官布告第二七二号により地租改正法が制定され、江戸時代からの貢租（物納）に代って私有化された土地の価値に見合った課税制度（金納）が創設されました。

その後、明治七～一〇年の町村合併を経て、漸く新制度も納まるかに見えましたが、中央集権化を急ぐあまり、二百年以上続いた幕藩体制下の生活共同体である村落を軽視したこれらの政策は、急に過ぎるとの批判と反省から、村落自治体の主体性を考慮した大久保利通内務卿の建議が明治十一年三月に出され、紀尾井坂の変後、後任の伊藤博文卿により同年七月に三新法（府県会規則・郡区町村編制法・地方税規則）が太政官布告により定められました。

こうした明治政府の地方行政体制整備の到達点が、明治二二年の帝国憲法発布に先立ち導入された市制町村制（明治二十一年四月）であったとされます。当時は、全く住民のいない村もある等脆弱な町村が全体の過半数を占め、新制度導入に際して、時の内務大臣山縣有朋卿が、「今之に対して新町村制を適用するとも、その実効を奏するは、炭火を擁して涼風を求めるが如き類なり」と述べて、新制度施行までの一年足らずの間、明治二十一年末で七一、三二四の町村が二十二年末には、約五分の一の一五、八二〇町村に収斂し、自然的な地縁町村は、法人格を有する行政町村に変貌しました。

本県における明治初期は、我が国の中でも特筆されるべき激動の時代であり、明治九年一〇月、政府の洋化政策に反発して熊本敬神党が決起した神風連の変、翌一〇年二月には、西南の役の主戦場となるなど、誕生間もない本県の村々は、時代の激浪に漂う木の葉の如く翻弄されました。

明治以降、本県が歩んだ道を熊本県史等から幾つか略記しますと、明治初期は、熊本藩（藩庁は花畑邸）、人吉藩（藩庁は人吉城内）に加え、天草等には天領がおかれていました。明治二年（一八六九年）六月の版籍奉還当時の県人口は九三二、九五三人（内訳は熊本藩七一、九九〇人、人吉藩五四、二六〇人、天領の天草一五六、九四九人及び五個荘一、七五四人）。

明治四年七月の廃藩置県により熊本藩は熊本県（県庁は当初二の丸有吉邸、その後、二本木に移転）に、人吉藩は人吉県を経て八代県（県庁は熊本県庁で兼務し、その後八代城本丸に移転）に、天領の天草は、長崎県を経て八代県に移管されました。その当時の熊本県庁の組織は、四課五出張所で職員数も約六〇人程度でした。

さらに、熊本県と八代県は、明治六年一月に白川県（当時の行政組織は、内務省↓県令↓県書記官↓県出張所↓戸長↓村役）と改称され、初代の白川権令として高知県出身の安岡良亮氏が赴任し地租改正や町村合併を進めます。

明治九年三月には、白川県は熊本県（県庁は明治八年古城跡（現第一高校）に移転）と改称され、同年一〇月の神風連の変により安岡県令（明治八年に県令に昇格）が重傷を負い、その後死亡したため、佐賀県出身の富岡敬明氏が権令（その後県令）となり明治二四年まで一四年の長きに亘って県令を務めました。

明治一〇年の西南の役に際して、県庁は、御船、木山、山鹿、南関、高瀬に仮移転しながら事務を執り、熊本城開放に伴い古城跡に戻ります。(当時の県下の小学校数七一五校、就学率二六%程度)、さらに、明治一一年には、県庁内の裁判所が京町に移転し、明治一二年には県議会が開設(初代議長木下助之氏)されました。(明治一五年の県庁の体制は八課、三二四人体制)

明治一六年には、県人口が一〇〇万人を突破し、明治一九年には県令が県知事と改称され、明治二〇年に、県庁が南千反畑(現白川公園)に移転し、明治二一年の市制町村制施行(当時の市町村長は任期六年の無給の名誉職が原則とされていた。)に向けて明治の合併が進められ県下の一四一九町村が一市二六町三五四村に収斂しました。

明治二二年二月の大日本帝国憲法発布、帝国議会開設に向け明治二三年には第一回総選挙が実施され、明治二八年には、八郡役所が一二郡役所体制となりました。明治三一年当時の県人口は約一一〇万、明治三三年の小学校の就学率は約九五%でした。

明治三八年の県庁の組織は、一官房、四部、一四課約一、五〇〇人体制となり、予算額は約一〇〇万前後でした。大正五年には、県下にコレラが大流行し死者四千人を超すなど伝染病の予防や防疫は県や市町村の最重要課題でした。この当時の町村の仕事は、戸籍、徴税、徴兵、小学校、防疫等が主な事務となっていました。

大正一二年には、県人口は約一三七万人となり、郡制が廃止され(郡長、郡役所は昭和元年に廃止)、郡は、爾後、地理的名称となりました。

昭和一五年の戦時下の県庁組織は、一官房五部で職員数二、六四五人でした。昭和一七年に、県は、県下一一カ所に地方事務所(現在の地域振興局の前身)を設置し事実上の郡役所の復活を図ります。その後、昭和二〇年に終戦を迎え、戦地からの引き上げ等で昭和二二年の県人口は、約一七六万人に膨れあがります。昭和二五年になると県庁は花畑町(現交通センター)に移転し、その後、昭和四二年に熊本市水前寺六丁目一八の一(蚕糸試験場跡地)に移転し現在に至っています。

この間、県下の行政体制は、明治一一年の郡区町村編制法以来、近代国家の基盤となる基礎自治体づくりの集大成を目指した明治の大合併を経て市制町村制、府県制の施行により法人格を有する行政体としての市町村の誕生。さらには、戦後の昭和の合併を経て、市町村を中心とした地方自治の定着に向けて大きく動いてまいりました。こうした我が国の市町村の行政体制整備や本県の動きが合併史に記録されています。

市町村合併は、大きく明治、昭和、平成の三期に分かれますが、どの時代の合併も首長や議員にとっては、自らの職を放擲して取り組まざるをえない究極の改革であり、住民にとっては、身近な役場の統合は集落の維持存続、さらには商いや暮らしへの影響などに直

結する重要問題であることから、その理想や行政体制強化等の利点はあまり評価されず、逆に課題がことさらに取り上げられ、合併後も地域の盛衰等はよろず合併のもたらした弊害とされるなど、これほど毀誉褒貶の甚だしい取り組みもまた無かったと言えます。

合併検討の渦中では、まさに総論賛成、各論反対、侃々諤々、さながら鼎の沸き立つような激しい議論のただ中を、その時々々の推進役を担うこととなった人々が、理想と現実、利害得失の狭間の中で妥協点や最適解を求めて懊悩した結果が、今日の市町村の姿であり、そうした関係者の苦勞の一端が、合併史の随所に窺えるところであります。

今日の急は、進まぬか民力これに伴わず、退くか時勢の許さざるをいかんせん。之を処するの道は付近の町村相和して資力を強固ならしめ、住民福祉の増進を計るの外なしと寥々たる人材と財源の現状を慨嘆しながらも国家の基盤を成す行政町村としての自立を目指した明治の合併、戦後、新憲法の公布、地方自治法施行、昭和二四年のシャープ勧告等を受けて基礎自治体としての市町村優先の原則が浸透する一方で、厳しい財政環境下で呻吟していた市町村を強化（人口八千人程度を目標）し、民主主義の基盤を強化し、義務教育や保健福祉分野での中心的役割を果たすための体制整備を目指した昭和の合併。いずれも、わずか一〜二年の間に興さん哉、創らん哉の意気込みを持って、全国津々浦々で実施されました。今日、この短期間に成就した合併を振り返って、国家的な要請を背景に半ば強制的な推進方策が取られたとの評価もあります。平成の大合併と同様、これらの合併に一貫して流れている理念そして現実も、合併史に詳記されているように、市町村住民自らの手によってなされた静かなる大改革でした。

昭和の合併当時の元首長の話しを聞いたことがあります。合併には利点と課題が表裏の如く随伴する。ある者は利点を強調し、またある者は課題をことさらに主張して譲らない。小異が極大化され、こちらを立てればあちらが立たない。しかし時は待つことを許さなかった。自分としては、必ずしも合併することに賛成ではなかったが町村将来のため合併を決断した。合併する。合併しない。どれも一個の選択である。しかし、自らの選択と意志決定の責任を後世、合併市町村の姿で問われるならば、それは合併如何がしからしめた結果ではなく、その時々々の為政者が合併後の環境変化にいかに対応しえたかにかかっている。合併したからなどと絶対に弱音を吐かず言い訳をせず、合併により人を得て、力を合わせて知恵を絞り、前に向かって進むのみ」という内容であったと臆気ながら記憶しています。

初版の序に、当時の寺本知事は、本書が今後の地方自治運営にいささかでも寄与できれば幸いに存じますと記されており。その後、四〇年近くの歳月が流れましたが、いまや初版、改訂版ともに、図書館等でわずかにその姿を留めるに過ぎない中、今日の地方自治関係者は共通の課題を抱えています。

明治や大正、昭和の激動の時代の舵取りを任せられ、近代国家を目指し、中央政府から地方自治体の職員に至るまで溢れるばかりの理想と情熱を燃やした若き時代から幾星霜を経て、今日、国民の価値観やライフスタイルは大きく変化し、市町村行政に求めるニーズも多様化し、行政サービスの内容も複雑多岐に亘っており、職員は、日々の事務処理に追われています。

世相もまた、公共の利益と言った言葉が次第に力を失いつつあり、市民もまた権利と同時に市民としての責務を果たす存在であることとの意識が希薄化しはじめています。地方分権が具体化する中、知的で創造的なインディビジュアルとして、地域の特色を活かした政策プランナーとしての仕事求められる職員個々も、そうした期待に応える前提となる自らの郷土の歴史、地理、気候、文化、風土などに關する知識を十分に持ち合わせていません。

そうした意味においても本県には、一瞥しただけで鏤骨の大作と言える熊本県史や市町村合併史が編纂されていることは、本県行政関係者にとつて僥倖であり、先輩方のご尽力に改めて深く敬意を表する次第です。

平成一〇年四月、当時の市町村課分権・合併担当課長補佐として着任して以来、平成一七年三月の合併旧法期限切れまでの七年間、県下の市町村合併の推進に明け暮れました。この間も常に初版を参考に、今次合併の記録の整理を心掛けておりましたが、平成二二年四月、再び市町村総室勤務の機会を得たことから、改めて、平成の合併の背景となった当時の社会経済環境、推進役の国や県の取り組み、その時々々の市町村の行政関係者の認識や地域の動き等、県が有する関係資料や当時の記録などを積み上げながら編纂作業を進めてまいりました。

合併新法まで含めて一〇年間の流れを振り返ると、既に故人となられた方もおられますが市町村将来のために、身を粉にして思索し行動され、進んで職を退かれた一九〇名の首長、助役、収入役、教育長の四役の皆さん、五五〇名の市町村議会議員やその他の多くの特別職の皆さん、それ以外にも最終的に合併には至らなかったが白熱の議論を重ねた多くの皆さん、激務が続く検討協議の中途に病を得て療養を余儀なくされた委員や職員の皆さん、県庁に幟を立てたトラックやプラカードを連ねて合併反対の抗議にいられた皆さん、住民説明会やセミナーで机を叩いて熱弁を振るわれた住民代表の方々等、それぞれの地域の将来を思うあの真剣な眼差しは生涯忘れる事は出来ず、その時々々のあまりに多くの出来事が脳裏を去来し二句三年の苦しき味わいながら、漸く昨年末、脱稿にこぎつけたとこゝろです。

本文にも詳しく記載しておりますが、住民発議や住民投票など住民参加手続きが大幅に拡充強化された平成の大合併は、平成五年に衆参両院において憲政史上初となる地方分権推進の国会決議を嚆矢とした分権改革の流れの中で、平成一二年四月に地方自治法が抜本

改正され国、県、市町村の関係が対等平等となり、従来の国や県からの指導という言葉は助言や支援に様変わりし、合併についても徹底した自主合併の下で遂行されたことから、合併の可否を巡る議論はさらに沸騰し、九四市町村では、住民発議、住民投票、首長、議会、議員へのリコール等も頻繁に起こりました。

合併に関係した市町村職員をはじめ県庁職員もこの間、説明会、研修会、シンポジウム、議会、任意協議会、法定協議会、住民発議、住民投票等々、身も心も休まる暇も無い文字通り命がけの激務が続いたことと思います。

私どもが勤務した県庁三階の市町村合併推進室には、入り口に「二一世紀の分権型社会にふさわしい市町村の行政体制整備に向けて」というスローガンが大書され、最盛期には、一四名の職員が、一〇カ所の地域振興局に設けられた市町村合併地域推進本部と連携し、九四市町村と県下二〇を超える合併協議会事務局との連絡調整を一手に引き受け、電話は終日ひっきりなしにかかり、連日夜半過ぎまで膨大な事務処理を余儀なくされました。

当時、法定協議会が設置されると市町村合併推進室から間髪を入れず合併制度を熟知した職員が次々に協議会事務局に派遣されていたことから職員も次の番という緊張感の中で、高いモチベーションが求められました。志気の高い職員から、次は私が行きますという言葉が自然に出るなど、分権時代にふさわしい市町村づくりに燃える職員の皆さんの情熱にただただ頭が下がるばかりでした。

今、ここに監修の筆を置くにあたり、政令市実現に向けて陣頭指揮を執られた蒲島知事をはじめ、歴代の知事、様々な助言や提言を頂いた県議会議員の先生方、一緒に悩んでいた市町村長や市町村議会議員の皆さん、合併に関する専門的助言を頂いた大学の先生方、合併推進に関わって頂いた合併協議会の委員、経済界や住民運動のリーダーの皆さん、市町村職員や合併協議会に派遣された職員の皆さん、県庁や地域振興局等で市町村合併に携わった県職員等々、地域や市町村の将来のために今次合併に関わっていただいた全ての方々に、改めて深甚なる敬意を表します。

この合併史は、あくまで市町村合併を推進した県の担当部局において、その時々、折々に整理してきた記録や認識の中から整理したものです。地域の動きに記載された当時の市町村長や議会の皆さんは、最終的に合併が成就したかどうかに関わらず、それぞれの地域の将来のための最良の選択を求めて、日夜真剣な苦悩と葛藤のただ中におられました。本当にご苦労されたと思います。

このことから、本書は、未だ平成の市町村合併という叙事詩のごく一面を県の立場から整理したとしか言えず、もとより合併の成就如何や関係者の取組みの妥当性を論ずるものでもありません。従って、細部の記述に関しては、著述が十分ではないところなどもあるかと存じますが、本書の趣旨をどうかご理解いただき、韓退之の宥恕を賜りますようお願い申し上げます。

平成の大合併の大きな波は過ぎ去ってしまいましたが、私たちの身の回りでは、人口構造の変化は一層顕著となっており、都市圏においても高齢化が進行し、過疎中山間地域ではあらゆる面で深刻な負の影響が顕れつつあります。

また、経済のグローバル化は、人々の価値観や暮らしに色濃く影を落とし始めています。こうした中で、国地方を通じた財政危機もさらに深刻となるなど市町村を取り巻く環境は、一層厳しくかつ不透明感を増しており、基礎自治体の姿は、これからも、その時々環境に適応すべく変貌を求められ続けると思いますが、そうした転機に当たって、それぞれの市町村が今日の姿に至った経緯と経験をまとめた本書もひとつの参考にして頂ければ幸いに存じます。

終わりに、今回の三訂版の編纂において、困難な編集作業に最後まで粘り強く従事していただいた市町村行政課の関係職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成二四年一月

熊本県総務部市町村局長 小嶋 一 誠

あとがき (改訂版の発行にあたって)

わが国の市町村合併の歴史には、二つの大きな合併があります。即ち、その一つは、市制・町村制施行に伴って行われた「明治の大合併」(明治二十二年)であります。もうひとつは、昭和二十八年町村合併促進法の施行に伴って行われた「昭和の大合併」であります。これらの合併はいずれも国の強力な指導のもとで進められたものであります。

これに対して、昭和四〇年には、市町村が個別の事情により自主的に合併を行おうとするときに、その合併の障害を取り除くことを目的として「市町村の合併の特例に関する法律」が制定され、今日まで市町村の合併については、その当事者である市町村及び地域住民の方々の自主性を尊重することが基本となっております。本県でも、昭和四〇年以降、七件の合併が行われていますが、いずれも市町村、議会あるいは地域住民の方々からの発意による自主的な取り組みによってなし遂げられたものです。

改訂版の発行にあたっては、昭和二十八年以降の大合併の功績を中心に書き記された昭和四十四年発行の「熊本県市町村合併史」に、さらに最近の自主的な合併の動向等を付け加え、あわせて、市町村の庁舎の写真及び市町村概況の記述の見直し等を行いました。

資料収集、執筆については、関係者や県下各市町村の御協力をいただきながら、地方課職員があたりましたが、本書が県下の地方自治発展のために少しでもお役に立てれば幸いです。

平成七年三月

熊本県総務部地方課長 鎌倉守三

あ と が き (旧版)

昭和二八年、町村合併促進法が施行されてから、同三六年四月一日の八代郡坂本村の誕生まで、市町村および地方課は、合併に明け暮れたと言つても過言ではありません。

この間、幾多の問題が惹起せられ、関係者の苦心は筆舌に尽くし難いものであったと思います。

この歴史的大事業の経緯を少しでも記しとどめ、後世に残したい気持で、昭和三八年、熊本県市町村合併史の編さんを企画したのですが、合併史を編さんするのであれば地方自治制度の変遷および戦前における町村合併の状況も一緒に収めたらという故圭室諦成氏の御意見により、戦前の地方自治制度および合併経緯の執筆を郷土史家に依頼し、戦後の地方自治制度および合併経過を地方課が執筆することとなった。

そこで、地方課においては、関係資料の蒐集をはじめたのですが、すでに関係文書、記録等が散逸しはじめており、いざ執筆となると容易なことではなく、心ならずも時日が経過してしまつた。

この間、予却の都合で一時的な状態となり、本書の発刊が危ぶまれたが、昭和四二年に至り、ようやく合併史の発刊が正式に決まり、あらためて原稿の整理にはいり、同四三年末、脱稿した次第です。

地方課においては、行政係職員が職務のあい間に資料を集め、執筆したのに加え、この間、幾度か職員の異動があつたため、満足に執筆することができず、本書が意に満たないものとなつたことを残念に思いますとともに、資料の散逸しているものも少なくなく、魯魚の誤りもあるかと思ひますので、各位の叱正を仰ぎます。

発刊にあたり、執筆、監修いただいた故圭室諦成氏、森下功氏、鈴木喬氏および田辺寛三郎氏ならびに御協力いただいた県下市町村の各位には、心からその労を感謝します。

なお執筆者は、次のとおりです。

第一編

第一章から第四章まで 森下功氏 第五章から第一〇章まで 鈴木喬氏 第一〇章から第一三章まで 地方課

第二編

地方課

昭和四四年三月一日

熊本県総務部地方課長 島 田 雅 彰

監修 雑感（旧版）

圭室 諦成

昭和二〇年八月、終戦まもなく復員した私は、郷里熊本にとどまることを決意した。それは、永いあいだ心にかかっていた郷土史料に対する責務を果たすためであった。

これよりさき昭和のはじめ、大学を出るとそのまま私は東大史料編纂所に残ったが、その間所長辻善之助博士とともに、三回ほど史料調査のため熊本県下をくまなく廻ったことがあった。これが熊本における私は本格的な史料調査のはじまりであるが、そのとき私は、県下各地に相当数の貴重な史料が埋蔵されており、しかもそれらはまさに湮滅にひんしていることを知った。そしてこれら貴重な郷土史料を整理編纂することは、歴史家としての私に課せられた責務である、「必ずやいつの日か」と深く心に誓ったものであった。その後二〇年間、私は生涯をかけた日本宗教史の研究一すじに生きてきた。そして終戦である。

昭和二五年、熊本県立女子大学に迎えられることになったとき、私は一つの提案をした。それは同大学に郷土文化研究所を併設して頂くことであつたが、北村学長・平山事務局長のご理解とご尽力によって、私の願いは直ちにかなえられた。そこで私がまず手がけた仕事は、「熊本区誌」・「肥後国郷帳」など、町村の生い立ちを研究するための、一連の資料集の刊行であつたが、さいわい所員諸氏の協力と、日本談義主宰荒木精之氏の好意によって「熊本県史料集成」は一三集を刊行することができた。

同じころ県教育委員会でも、中島秀雄氏らの肝入りで古典地理研究会がもたれ、毎月一回会員は輪番で研究発表をすることになったが、この方も結局、提唱者である私の独演会のような形になってしまった。その要旨は、県教育委員会報（昭二六・四一七・三、古典地理研究）・（二七・六一八・五、地名と国語）に連載、その成果をまとめたのが、拙著「熊本の歴史」（二九・九、日本談議社刊）である。

昭和二八年、地方自治制再編成のために、町村合併促進法が制定された。ここで思い起こすのは、明治二年はじめて町村制が施行されたことである。当時は官僚万能の時代、内務省は合併市町村名の選定基準をきびしく定めて、強力な指導をおこなったので新市町村名について著しい混乱はまぬがれた。それでも、参互折衷名を認めたところに問題を残している。ところで今度の町村合併は、明治二年のそれにも匹敵する大規模な合併事業であるにもかかわらず、新町村名の選定は、住民の自由意志にまかされている。

町村合併の進行は、歴史家にとっても重要な意味をもつものである。なぜならば、地名の伝統を考慮することなく、地名の歴史的常識から逸脱して、自由奔放に新町村名が制作され、選定されたならば、後世において歴史的・地理的知識は大混乱に陥ること必定であるからである。

もともと日本における地名の伝統は、卒直に地形をあらわすというものであった。そしてその土地の重要性が増すとともに、それは部落名となり、大字（あざ）となり、さらに町村名、郡名、県名へと昇格する。このすぐれた伝統も、度かさなる町村合併において、必ずしも正しく守られてはいない。

今度の町村合併に際して、私はまずはじめに合併基準委員、ついで合併促進審議会委員に選ばれたのを幸い、後世に必ず逢着するであろう混乱を予想して、新市町村名の基本方針を具陳しつづけてきたが、私の意見もなかなか取り上げられなかった。

いつぼう昭和三三年、県はようやく県史の編纂事業にふみ切った。終戦直後から唱えつづけてきた私の念願も、ようやく実を結んだかたよるこんだものである。その県史で私が担当したのは行財政部門であるが、スタッフに篤学の上、森下功・鈴木喬の両氏をえたことは、何にもまして幸せなことであった。両氏はまず行政区画の変遷を図表にあらわす作業からはじめられ、森下氏は主として古代・中世から江戸時代をへて明治三年の滞政改革までを担当、鈴木氏はおもに明治の滞政改革以降を受持たれた。そして三四年の春からはじめて、年内には一応の成稿をみたが、両氏の精進の成果は県史の一資料として利用し去るには、あまりにも惜しいできばえであった。そこで私は、両氏のこの研究を更に一少すすめて頂き、町村名が混乱におちいるであろうこの期に、「熊本県地方自治発達史」あるいは「町村合併史」という形で、後世の研究者のためにぜひ残していただきたいと考えた。

ちょうどその頃県地方課でも合併記念事業として同じような計画があったところから、話はトントン拍子にすすみ、森下・鈴木両氏の成果を活かすことができたのはまことに幸であった。

しかしそのためには、森下・鈴木両氏はより高度の研鑽に精進されねばならなかった。すなわちそれは、単に町村合併の記録にとどまるものでなく、町村の発生からその変遷の歴史でなくてはならぬからである。両氏はこの困難な研究もみごとに成しとげられた。森下氏は、庄園名・城名・寺社名をはじめ、いろいろな地理的・歴史的名称をもつ県下の町村名を、和名類聚抄より更にさかのぼって追求された。鈴木氏は、日曜・祭日も返上して県下を探訪し、夏・冬の休暇にはたびたび上京して、国会図書館・東大新聞研究所をはじめ、各種の研究機関に史料を閲覧して、その万全を期するなど、両氏のなみなみならぬ熱意には、全く頭のさがる思いがした。

「熊本県町村合併史」は必ずや、今後おおく出版されるであろう他府県のそれに勝るみことな成果であることを、私は確信するものである。

なお、この出版について、県における時宜を得た企画を心から喜ぶとともに、同学の士、田辺寛三郎氏（編者注、現県工鉱課長）をはじめ関係諸氏の御努力に深甚の敬意を表したい。

一九六五・一〇

湘南鶴沼にて 圭 室 諦 成

圭室諦成先生は、「熊本県町村合併史」の監修者として、熊本県立女子大学御在任中はもとより、明治大学大学院教授として東京に御転任ののちも、引きつづき熱心な御指導を頂いていましたが、この書の上梓をまたず、昭和四一年五月急逝されましたことは、返すがえすも残念でなりません。しかし原稿の大部分はすでに親しく御校閲いただいております。「監修雑感」の玉稿も早くいただいておりますので、ここに収録して先生の御霊前に供え御冥福をお祈りいたします。

平成二十四年三月 発行

編集兼発行

熊本県総務部市町村政局
市町村行政課

熊本市水前寺六一八一

印刷 敷島印刷株式会社

宇城市松橋町豊崎一九五九